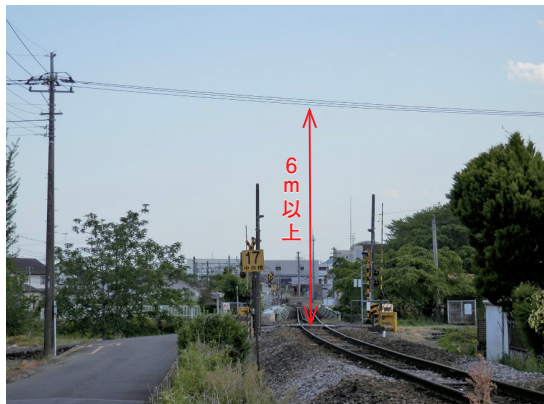


次に鉄道や軌道の場合についてです。鉄道と軌道は似ているようですが、これは法令上の区分で、軌道とは具体的には路面電車のことを指します。

いずれの場合も、これらの上空を横断するときの架空配線の高さは、軌条面（レールの上面）から**6m以上**とします。③も誤りです。

一方の河川に関しては、具体的な数値による規定はありません。こちらは、「舟行に支障を及ぼすおそれがない高さ」とされています。④は正しいです。



鉄道横断架空配線の例



河川横断架空配線の例

まとめると、以下のようになります。これら上部横断の高さは、しっかり覚えておきましょう。

- ・横断歩道橋：3m
- ・道路：5m
- ・鉄道/軌道：6m
- ・河川：舟行に支障を及ぼさない高さ

(1級電気通信工事 令和3年午後 No.28改)

【解答】 ①誤り → 3m以上 ②誤り → 5m以上 ③誤り → 6m以上

📖 根拠法令等

有線電気通信設備令施行規則
(架空電線の高さ)

第7条 令第8条に規定する総務省令で定める架空電線の高さは、次の各号によらなければならない。

- 1 架空電線が道路上にあるときは、横断歩道橋の上にあるときを除き、路面から**5m以上**であること。
- 2 架空電線が横断歩道橋の上にあるときは、その路面から**3m以上**であること。
- 3 架空電線が鉄道または軌道を横断するときは、軌条面から**6m以上**であること。
- 4 架空電線が河川を横断するときは、舟行に支障を及ぼすおそれがない高さであること。

★
★
★
★
★

★
★
★
★
★

★
★
★
★

★
★
★

★
★

★
★

索引